

資料

No.3

III 財政運營關係資料

目 次

雇用保険料及び国庫負担の推移	1
国庫負担率改正について	2
高率負担について	3
弾力条項の考え方	4
雇用保険制度における弾力条項について	5
失業等給付関係収支状況	6
諸外国における雇用（失業）保険及び失業扶助の給付額及び国庫負担について	7
保険料率、国庫負担率及び失業率の国際比較	8
諸外国の失業保険制度	9
諸外国の失業扶助制度	13
財政運営の在り方に係る論点	15

雇用保険料及び国庫負担の推移

	雇用保険料			国庫負担率
		失業等給付保険料率 (労使折半)	三事業保険料率 (使用者負担)	
失業保険(昭22)	$\frac{22}{1,000}$	$\frac{22}{1,000}$		$\frac{1}{3}$
(昭24)	$\frac{20}{1,000}$	$\frac{20}{1,000}$		
(昭27)	$\frac{16}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$		
(昭34)	↓	↓		
(昭35)	$\frac{14}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$		
(昭45)	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{13}{1,000}$		
雇用保険(昭50)	$\frac{13}{1,000}$	$\frac{10}{1,000}$	$\frac{3.0}{1,000}$	
(昭53)	$\frac{13.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (法改正)	
(昭54)	$\frac{14.5}{1,000}$	$\frac{11}{1,000}$	(法改正)	
(昭56)	$\frac{14.0}{1,000}$	↓	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	
(昭57)	$\frac{14.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	
(昭61)	$\frac{14.0}{1,000}$	↓	$\frac{3.0}{1,000}$ (弾力)	
(昭63)	$\frac{14.5}{1,000}$	↓	$\frac{3.5}{1,000}$ (弾力)	
(平4)	$\frac{12.5}{1,000}$	$\frac{9}{1,000}$	(弾力)	$\frac{22.5\%}{(1/4 \times 0.9)}$
(平5)	$\frac{11.5}{1,000}$	$\frac{8}{1,000}$	(法改正)	$\frac{20.0\%}{(1/4 \times 0.8)}$
(平10)	↓	↓		$\frac{14.0\%}{(1/4 \times 0.56)}$
(平13)	$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{12}{1,000}$	(法改正)	
(平14)	$\frac{17.5}{1,000}$	$\frac{14}{1,000}$	(弾力)	
(平15)	$\frac{19.5}{1,000}$	$\frac{16}{1,000}$	(法改正)	
				$\frac{1}{4}$

(注1) 農林水産業、清酒製造業及び建設業の失業等給付保険料率については労使双方1/1000ずつ
の上乗せがあり、また、建設業の三事業保険料率については、1/1000の上乗せがある。

(注2) 平成15年度法改正により、失業等給付の保険料率が16/1000とされたが、法律の附則により
平成15年度及び16年度は暫定的に14/1000とされた。

(注3) 昭和50年度、51年度、53年度、57年度及び58年度は、雇用保険法第66条第2項の規定による
いわゆる高率国庫負担が実施されている。

国庫負担率改正について

昭和34年度(国庫負担率3分の1→4分の1)

医療に関する国民皆保険の達成と国民年金制度の創設により、我が国の社会保障制度が逐次整備されることとなった機会に、現行の社会保険制度を通じ、その保険料率及び国庫負担率を再検討し、その公平を期するために合理化を図るという見地から改正したもの。

〈資料出所〉「改訂版 失業保険法」(労働省失業保険課 編著)

平成4年度(国庫負担率4分の1→22.5%)

平成5年度(国庫負担率22.5%→20%)

- 当時の失業等給付に係る収支状況は、平成2年度末決算における積立金規模が徴収保険料額の2倍を上回るに至るなど黒字基調で推移しており、単年度収支の大幅黒字が続き積立金がさらに上積みされる情勢にあった。
- このため、失業等給付に係る雇用保険率を1000分の11から1000分の3引き下げるとともに、国庫負担率を改正前の負担率の80%相当額に引き下げることとした。(ただし、平成4年度については、雇用保険率を1000分の11から1000分の10とすることに伴い、従前の90%の負担率。)。

〈資料出所〉「新版 雇用保険法(コンメンタール)」((財)労務行政研究所 編)

平成10年度(国庫負担率20%→14%)

我が国の財政が危機的状況を強める中、あらゆる分野で歳出の改革と縮減を図ることが求められ、雇用保険制度についても、その健全な運営に支障を及ぼさない範囲において、失業等給付に係る国庫負担の在り方を見直すべき状況となった。

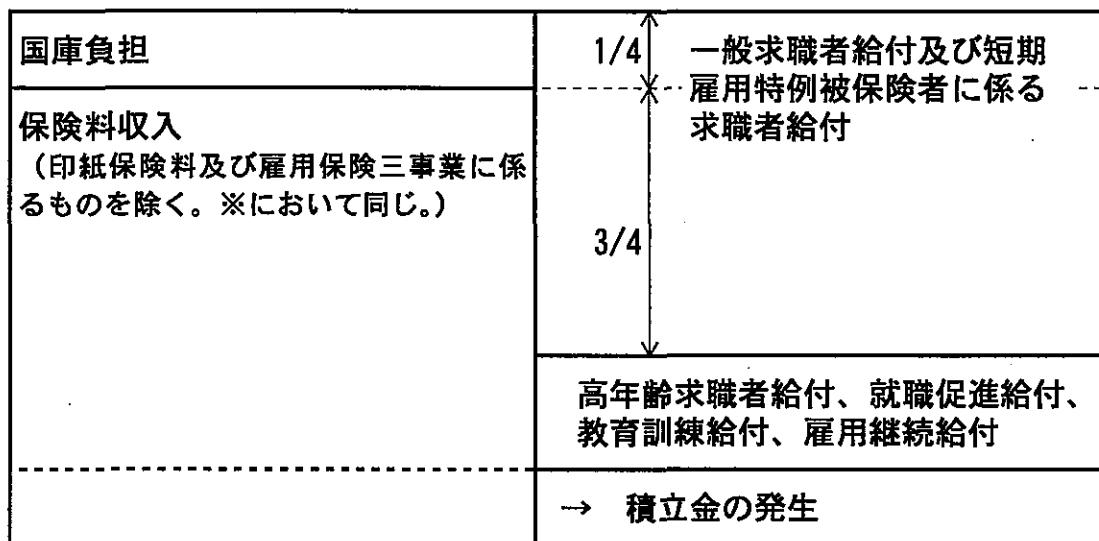
こうした中で、

- ① 積立金の状況から、国庫負担を引き下げることとしても、雇用保険制度の安定的運営に直ちに影響を及ぼす状況にはないこと、
- ② 「財政構造改革の推進に関する特別措置法」において、社会保障関係費の平成10年度以降の当初予算額について、対前年度増加額をできるだけ抑制することとされたこと、
等を踏まえ、国庫負担額について、当分の間、従前の負担額の7割相当額とすることとした。

〈資料出所〉「新版 雇用保険法(コンメンタール)」((財)労務行政研究所 編)

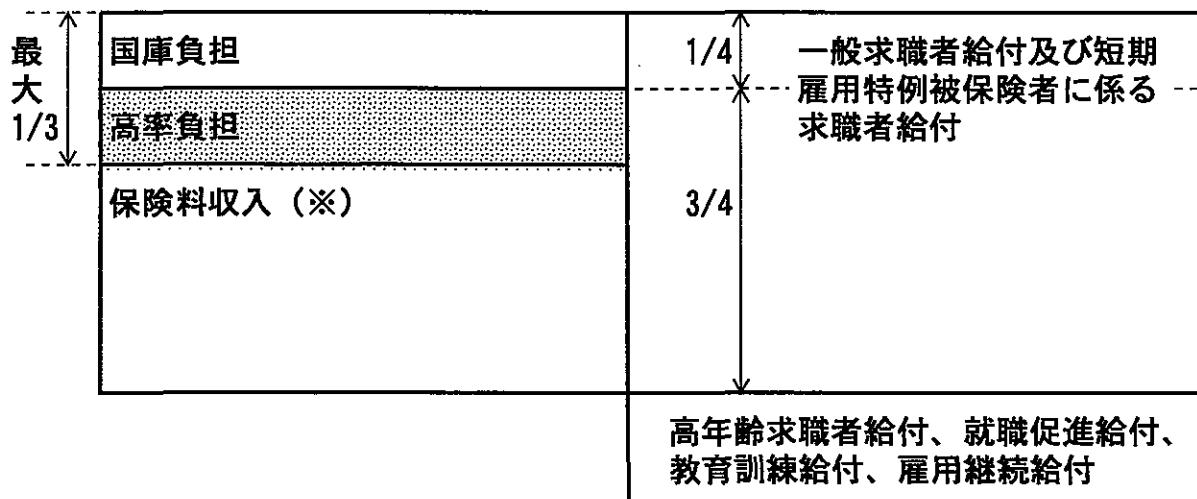
高率負担について

1 原則の国庫負担率



○一般求職者給付及び短期雇用特例被保険者に係る求職者給付の総額×1／4
=国庫負担

2 高率負担（例外措置）



○一般求職者給付及び短期雇用特例被保険者に係る求職者給付の総額×3／4
> 保険料収入 (※)



上記の求職者給付に要する費用の最高1／3まで国庫で負担

弾力条項の考え方

弾力条項とは

雇用保険法においては、急激な社会経済状況の変化に際し雇用保険財政が破綻を来すことのないよう、年間の失業等給付費の1~2年分の積立金を保持すべきものとされており、2年分を超える積立金が生じた場合には、厚生労働大臣の告示により弾力的に保険料率を引き下げることができるようとされている。

弾力条項が設けられた趣旨

予想以上の大量失業が急激に発生し、財政が危機に瀕するごとき事態が生じた場合には、手続に日時を要する法律改正をまつことは適切でなく、また、料率改定の基準が法定されている以上、若干の幅の改定は行政に委ねることが事業運営上効率的であると考えられるため。

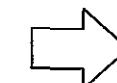
〈資料出所〉「改訂版 労働保険徴収法」(厚生労働省労働基準局労働保険徴収課 編)

雇用保険制度における弾力条項について

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法律第84号) 第12条第5項及び第7項)

失業等給付に係る弾力条項

$$2 < \frac{((\text{失業等給付に係る保険料額} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費}) + \text{当該年度末の積立金}}{\text{失業等給付費}}$$



保険料率
引き下げ
(~2/1000)

$$1 > \frac{((\text{失業等給付に係る保険料額} + \text{国庫負担額}) - \text{失業等給付費}) + \text{当該年度末の積立金}}{\text{失業等給付費}}$$



保険料率
引き上げ
(~2/1000)

雇用保険三事業に係る弾力条項

$$1.5 < \frac{(\text{三事業に係る保険料額} - \text{三事業に要する費用}) + \text{当該年度末の雇用安定資金}}{\text{三事業に係る保険料額}}$$



保険料率引き下げ
(0.5/1000)

失業等給付関係収支状況

(単位:億円)

	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度 (予算)	18年度 (予算)
収 入	17,397	17,317	16,239	23,830	25,886	25,321	25,377	27,743	28,756
うち 保険料収入	12,929	12,335	12,164	18,251	19,211	20,242	20,435	23,326	24,531
うち 失業等給付に係る国庫負担金	3,078	4,012	3,354	4,884	6,417	4,494	4,267	4,253	3,939
支 出	27,018	27,806	26,660	27,275	26,820	21,321	17,416	24,392	22,947
(うち 失業等給付費)	(25,762)	(26,550)	(25,138)	(26,007)	(25,292)	(19,618)	(14,672)	(21,782)	(20,459)
うち 求職者給付費	22,739	23,257	21,764	22,498	21,469	16,275	12,094	15,918	14,695
差 引 剰 余	▲ 9,621	▲ 10,489	▲ 10,421	▲ 3,445	▲ 934	4,000	7,962	3,351	5,809
積 立 金 残 高	29,354	18,865	8,443	4,998	4,064	8,064	16,026	19,377	25,186

(注) 1. 予算の「支出」には、予備費(17' 1,350億円、18' 1,240億円)が計上されている。

2. 数値は、それぞれ四捨五入している。

諸外国における雇用(失業)保険及び失業扶助の給付額及び国庫負担について

	日本		イギリス		ドイツ		フランス	
	給付額	国庫負担	給付額	国庫負担	給付額	国庫負担	給付額	国庫負担
雇用(失業)保険	約1兆9618億円	約4494億円 (23%)	約5.1億ポンド	0 (0%)	約270億ユーロ	約30億ユーロ (11%)	約167億ユーロ	0 (0%)
失業扶助	-	-	約17.8億ポンド	約17.8億ポンド (100%)	約148億ユーロ	約148億ユーロ (100%)	約24億ユーロ	約24億ユーロ (100%)
合計	約1兆9618億円	約4494億円 (23%)	約22.9億ポンド (約4786億円)	約17.6億ポンド (約3678億円)	約418億ユーロ (約6兆610億円)	約178億ユーロ (約2兆5810億円)	約191億ユーロ (約2兆7695億円)	約24億ユーロ (13%) (約3480億円)

※1 日本は2003年度決算、イギリス及びドイツは2002年度決算、フランスは2001年度決算の数値。

※2 イギリスについては、日本における医療保険、年金、雇用保険等を一体的に提供する保険制度であるが、国庫負担については、制度全体の予定経費の17%を超えない範囲で行うことができるとしている。

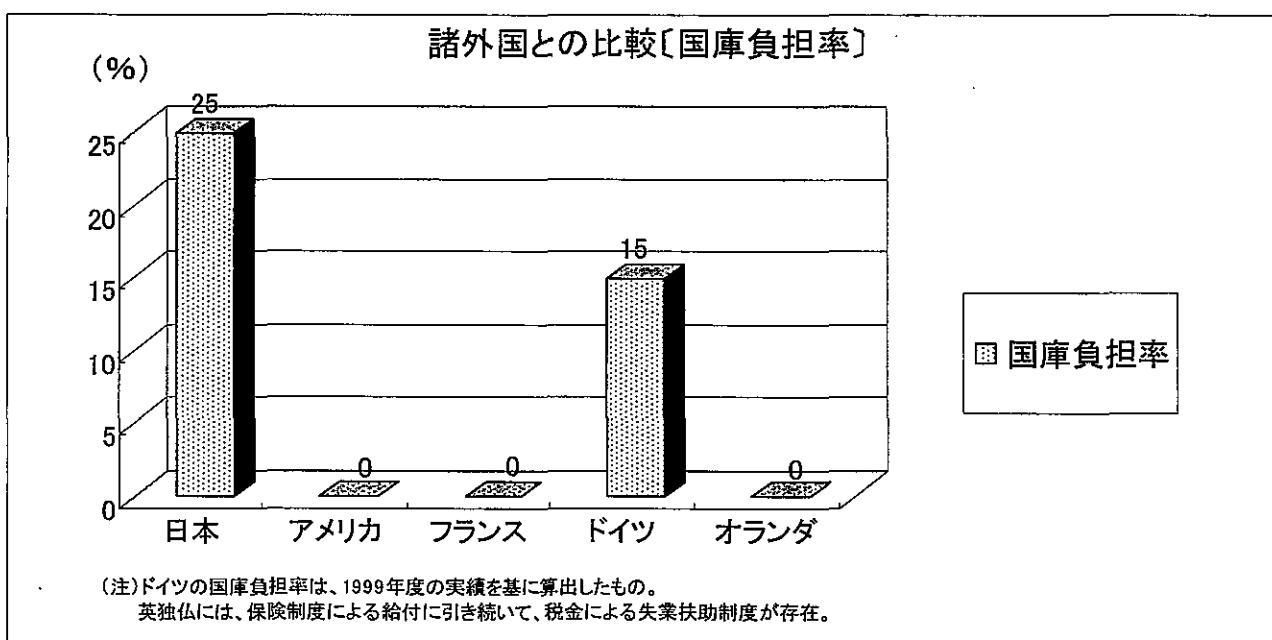
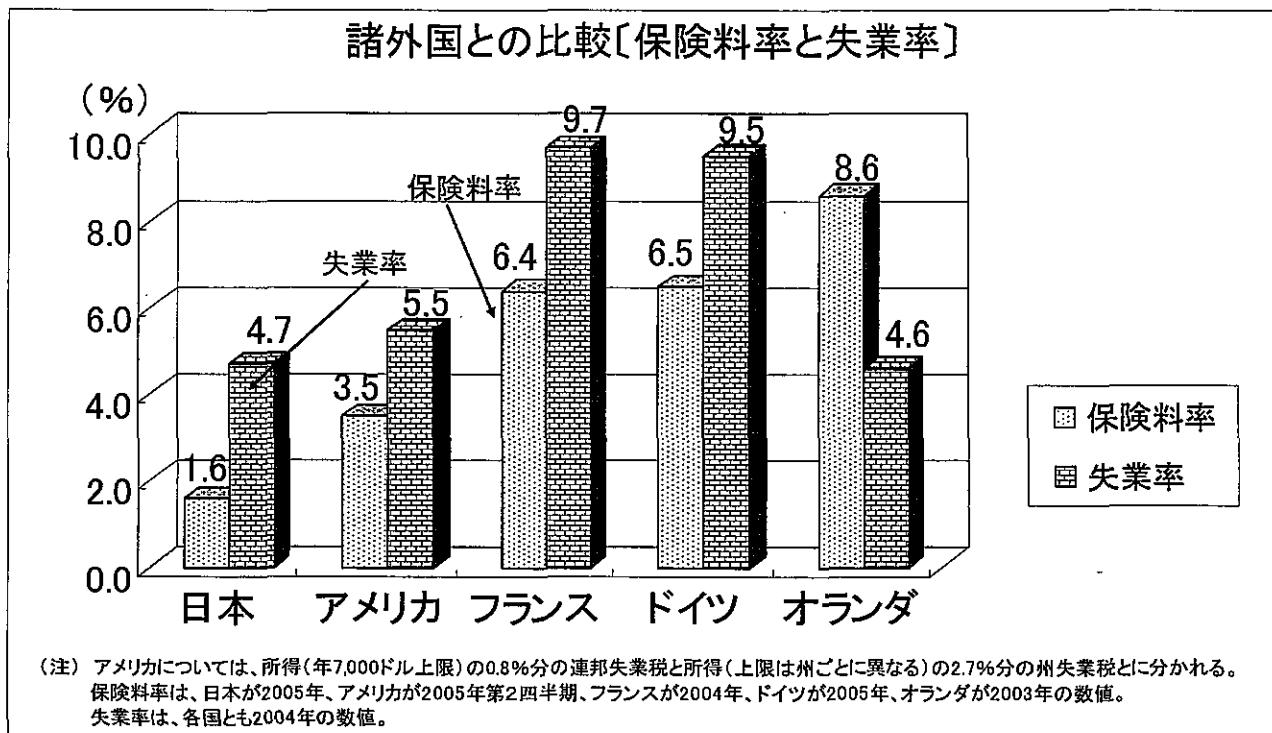
※3 ドイツについては、失業給付その他雇用促進施策に約565億ユーロ支出され、約56億ユーロが国庫負担で補填されたところである。このため、565億ユーロのうち失業給付が占める割合により、国庫負担による補填額を按分。

※4 アメリカについては、事業主都合による離職に対してのみ失業保険給付の対象としており、連邦及び州政府の失業税(事業主のみ負担)を財源としている(例外二州)。

※5 オーストラリアについては、全額国庫負担による失業扶助制度があるが、失業保険制度は存在しない。

※6 1ポンド=209円、1ユーロ=145円(2006年4月18日現在)

保険料率、国庫負担率及び失業率の国際比較



諸 外 国 の 失 業 保 險 制 度 (未定稿)

国	根拠法	適用範囲	失業給付			費用負担	
			受給要件	給付内容			
				給付水準	給付期間		
フランス	全国労使間協約	<input type="checkbox"/> 60歳未満の全雇用者 <input type="checkbox"/> 公務員、建設・港湾労働者、家事労働者、季節労働者等は適用除外 1ユーロ ≒143円 (2006.4.5)	○雇用復帰支援手当 <input type="checkbox"/> 離職前22カ月のうち被保険者期間が6カ月以上あること <input type="checkbox"/> 労働能力を有し、求職活動を行い、かつ、直ちに就職し得ること <input type="checkbox"/> 正当な理由がない自己都合退職の場合は、4カ月間の給付制限	<input type="checkbox"/> 離職前賃金が <ul style="list-style-type: none"> ・ 969.60ユーロ未満：離職前賃金の75% ・ 969.60ユーロ以上1,061.88ユーロ未満：日額24.24ユーロ ・ 1,061.88ユーロ以上1,754.12ユーロ未満：離職前賃金の40.4%+日額9.94ユーロ ・ 1,754.12ユーロ以上9,728ユーロ未満：離職前賃金の57.4% <p>※1,061.88ユーロの場合社会保険料を負担。 1,754.12ユーロ以上の場合、加えて税負担。</p>	<input type="checkbox"/> 就労期間が離職前22か月中6か月:7か月 <input type="checkbox"/> 就労期間が離職前24か月中14か月:23か月 <input type="checkbox"/> 就労期間が離職前36か月中27か月 <ul style="list-style-type: none"> ・ 50歳以上:36か月 ・ 57歳以上で過去25年間労働:42か月 	<input type="checkbox"/> 労使の保険料 (労) 賃金総額(上限月額9,9041-口)の24/1000 (使) 賃金総額(同上) 40/1000	

国	根拠法	適用範囲	失業給付			費用負担	
			受給要件	給付内容			
				給付水準	給付期間		
ドイツ	社会法典 第3編 1 ユーロ ≈143円 (2006.4. 5)	○労働時間が週15時間以上であって65歳未満である全雇用者 ○公務員、職業軍人、昼間学生は適用除外	[失業保険] ○離職前3年間に被保険者期間が12ヶ月以上あること ○労働能力を有し、求職活動を行い、かつ、直ちに就職し得ること ○自己都合退職、重責解雇による場合又は正当な理由がなく職業紹介、職業訓練を拒否した場合、原則12週間の給付制限 ○65歳未満であること	[失業保険] ○法定控除後の離職前賃金の60%（扶養する子供がある場合は、67%） ※ 非課税	[失業保険] ○被保険者期間12月 :6か月 ○被保険者期間16月 :8か月 ○被保険者期間20月 :10か月 ○被保険者期間24月 :12か月 ○被保険者期間30月（55歳以上） :15か月 ○被保険者期間36月（55歳以上） :18か月	[失業保険] ○労使の保険料及び国庫負担 (労) 賃金総額（上限年額54,000円）の32.5/1000 (使) 賃金総額（同上）の32.5/1000 (国) 不足必要額 (※ 56億ユーロ(2002年度))	

国	根拠法	適用範囲	失業給付			費用負担	
			受給要件	給付内容			
				給付水準	給付期間		
イギリス	求職者手当法 1 ポンド =205円 (2006.4.5)	○原則として18歳以上年金支給開始年齢(男子65歳、女子60歳)未満の全雇用者 ○学業を主とする者、自営業者は適用除外	<p>【保険料拠出に基づく給付】 ○過去2年間保険料を納付していること ○労働能力を有し、求職活動を行い、かつ、直ちに就職し得ること ○職業に就いていないこと又は週平均労働時間が16時間未満であること。 ○アドバイザーとの間で求職者協定を締結し、2週間に一度ジョブセンターに来所すること ○正当な理由のない自己都合退職、不正行為による解雇、正当な理由がなく職業紹介を拒否した場合等は給付制限 ○正当な理由なくプログラム受講を拒否、アドバイザーの指示に従わなかった等の場合は給付制限</p>	<p>【保険料拠出に基づく給付】 18歳未満 週額 : 32.90ポンド 18~24歳 週額 : 43.25ポンド 25歳以上 週額 : 54.65ポンド</p> <p>※ 平均給付額 50.46ポンド/週(2001.5)</p> <p>※ 課税</p>	<p>【保険料拠出に基づく給付】 ○最大182日(6ヶ月)</p>	<p>【保険料拠出に基づく給付】 ○国民保険の保険料及び国庫負担</p> <p>(労) 89ポンド未満の部分 0/1000 89~595ポンドの部分 110/1000 595ポンド以上の部分 10/1000</p> <p>(使) 89ポンド以上の部分 128/1000</p> <p>(國) 国民保険全体の予想給付支出の17%を超えない範囲</p>	

国	根拠法	適用範囲	失業給付			費用負担	
			受給要件	給付内容			
				給付水準	給付期間		
アメリカ	連邦社会保障法 連邦失業税法 各州失業保険法	○1年間に少なくとも20週は1人以上の労働者を雇用する事業主、四半期に1500ドル以上の賃金を支払う事業主（農業は10人以上又は2000ドル以上）又は四半期の賃金支払額が1000ドル以上の家事労働者を雇用する事業主に雇用される者 ○連邦政府職員、鉄道労働者、退役軍人、自営業者、家族労働者、一部の農業労働者及び家事労働者は適用除外 1ドル ÷117円 (2006.4.5)	(州ごとに異なる) ○平均的には、算定基礎年に6ヵ月以上就労し、1,734ドル以上の所得を得ていたこと。 ○労働能力を有し、求職活動を行い、かつ、直ちに就職し得ること ○事業主都合により解雇された者であること ○正当な理由がなく職業紹介を拒否した場合は不支給	(州ごとに異なる) ○離職前賃金の50%～70% 最低週額 \$0～102 最高週額 \$133～646 ※ 平均給付額 \$221/週 (2000年) ※ 課税	(州ごとに異なる) ○離職前賃金及び労働日数に応じて州により4～30週（2州を除き最高26週） ○州の失業率の著しい悪化等の場合13～20週の範囲で延長給付	○連邦及び州が徴収する失業税 (労) 一部の州を除き、なし (使) 【連邦の税率】 賃金総額（上限\$7,000/年）の8/1000 【州の税率】 賃金総額（最低でも上限\$7,000/年）の27/1000（全国平均、2005年第2四半期） ○以下を連邦分で負担 ・延長給付の費用の50% ・予備財源を使い切った州への融資 ・事務費	

諸 外 国 の 失 業 扶 助 制 度 (未定稿)

国	根拠法令	管理運営主体	財源	対象者	受給要件	給付内容																																	
イギリス (所得調査制求職者給付)	求職者給付法	○管理運営は雇用年金省 ○給付は同省雇用庁(ジョブセンター・プラス)	○全額国庫	○原則として18歳以上年金受給年齢(男65歳、女60歳)未満の失業者であって、イギリスに居住している者	<ul style="list-style-type: none"> ○職業に就いていない又は週平均16時間以上の就労をしていないこと ○週40時間以上就労を行う能力を有し、求職活動を積極的に行い、かつ直ちに就職し得ること ○パーソナル・アドバイザー(個別相談員)と求職者協定を締結し、2週間に1度ジョブセンター・プラス(公共職業紹介及び各種給付サービス機関)に来所すること ○現在フルタイムの教育を受けていないこと ○拠出制求職者給付の受給資格がないこと又は拠出制求職者給付を超える生活費を必要とすること ○資産が8,000ポンド以下であること ○週24時間以上労働している配偶者がいないこと 	<p>○世帯の週当たりの必要額を標準化した適用額(個人手当、加算金)を基に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収入が全くない者には適用額をそのまま支給 ・収入がある者には適用額から受給者の週当たりの収入を差し引いた額を支給 <p style="text-align: center;">適用額 (個人手当) (ポンド／週)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">単身者</td> <td style="padding: 2px;">18歳未満</td> <td style="padding: 2px;">32.90</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">18～24歳</td> <td style="padding: 2px;">43.25</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="padding: 2px;">25歳以上</td> <td style="padding: 2px;">54.65</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">一人親</td> <td style="border-top: 1px solid black;">18歳未満</td> <td style="border-top: 1px solid black;">32.90</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-top: 1px solid black;">18歳以上</td> <td style="border-top: 1px solid black;">54.65</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">夫婦</td> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">両者とも18歳未満</td> <td style="border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black;">32.90</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">両者とも18歳未満、一人が障害者</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">43.25</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">両者とも18歳未満、子供が一人</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">65.30</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">一人が18歳未満、一人が18～24歳</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">43.25</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">一人が18歳未満、一人が25歳以上</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">54.65</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">両者とも18歳以上</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">85.75</td> </tr> </tbody> </table> <p>その他、障害児、介護者等がいる場合の加算金あり</p> <p>○受給期間は、資力調査により低所得であることが確認されるとともに、求職者要件を満たしていれば無制限</p> <p>1ポンド ≈203円 (2006.1.19)</p>	単身者	18歳未満	32.90		18～24歳	43.25		25歳以上	54.65	一人親	18歳未満	32.90		18歳以上	54.65	夫婦	両者とも18歳未満	32.90		両者とも18歳未満、一人が障害者	43.25		両者とも18歳未満、子供が一人	65.30		一人が18歳未満、一人が18～24歳	43.25		一人が18歳未満、一人が25歳以上	54.65		両者とも18歳以上	85.75
単身者	18歳未満	32.90																																					
	18～24歳	43.25																																					
	25歳以上	54.65																																					
一人親	18歳未満	32.90																																					
	18歳以上	54.65																																					
夫婦	両者とも18歳未満	32.90																																					
	両者とも18歳未満、一人が障害者	43.25																																					
	両者とも18歳未満、子供が一人	65.30																																					
	一人が18歳未満、一人が18～24歳	43.25																																					
	一人が18歳未満、一人が25歳以上	54.65																																					
	両者とも18歳以上	85.75																																					

国	根拠法令	管理運営主体	財源	対象者	受給要件	給付内容																				
ドイツ （失業給付II）	社会法典 第3編 1ユーロ ≒139円 (2006.1.19)	○連邦雇用庁	○全額国庫	○失業保険給付期間が終了し、資力調査により生活困窮の状態にあると認められる者	○公共職業安定所に失業の届出をしていること ○①申請前に失業保険を受給しており、かつ、失業保険受給権が消滅していること、又は②従来の社会扶助制度対象者のうち就労できる者であること(2004年1月～) ○生活困窮者であること ○65歳未満であること	○西独地域について、月額345ユーロ(ただし、14歳未満の子供がいる場合は207ユーロを、14歳以上18歳未満の子供がいる場合は276ユーロを、配偶者がいる場合は311ユーロをそれぞれ加算。)。 ○東独地域については、西独地域よりわずかに低い金額となる。 ○支給期間は必要性が認められる限り無期限。																				
フランス （連帯失業手当（ASS））	労働法典 1ユーロ ≒139円 (2006.1.19)	○制度管理は国 ○事業の管理運営は商工業雇用協会及び全国商工業雇用協会	○全額国庫	○失業手当の受給期間が終了した長期失業者	○過去10年間に5年以上就業していたこと ○求職活動を行っていること (55歳以上は求職活動不要) ○申請時に一定以上の収入がないこと	[単身者] <table border="1"> <thead> <tr> <th>月間収入</th> <th>給付月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>542.40ユーロ未満</td> <td>406.80ユーロ</td> </tr> <tr> <td>542.40ユーロ以上</td> <td>949.20ユーロ一収入</td> </tr> <tr> <td>949.20ユーロ未満</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>949.20ユーロ以上</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> [夫婦] <table border="1"> <thead> <tr> <th>月間収入</th> <th>給付月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,084.80ユーロ未満</td> <td>406.80</td> </tr> <tr> <td>1,084.80ユーロ以上</td> <td>1,491.60ユーロ一収入</td> </tr> <tr> <td>1,491.60ユーロ未満</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>1,491.60ユーロ以上</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> ①55歳以上で労働期間20年以上、②57.5歳以上で労働期間10年以上、又は③老齢年金への保険料納付期間が160四半期以上の者は、177.30ユーロの割増給付を受けることができる。 ○給付期間は、収入制限等の給付条件に当てはまる限り支給されるが、条件に適合するかの認定検査は6ヶ月毎に行われる。	月間収入	給付月額	542.40ユーロ未満	406.80ユーロ	542.40ユーロ以上	949.20ユーロ一収入	949.20ユーロ未満	0	949.20ユーロ以上	0	月間収入	給付月額	1,084.80ユーロ未満	406.80	1,084.80ユーロ以上	1,491.60ユーロ一収入	1,491.60ユーロ未満	0	1,491.60ユーロ以上	0
月間収入	給付月額																									
542.40ユーロ未満	406.80ユーロ																									
542.40ユーロ以上	949.20ユーロ一収入																									
949.20ユーロ未満	0																									
949.20ユーロ以上	0																									
月間収入	給付月額																									
1,084.80ユーロ未満	406.80																									
1,084.80ユーロ以上	1,491.60ユーロ一収入																									
1,491.60ユーロ未満	0																									
1,491.60ユーロ以上	0																									

○ 財政運営の在り方に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 失業等給付に係る財政運営の在り方については、保険料負担は労使の共同連帯による保険制度として引き続き労使折半とすることが適當ではないか。また、積立金については、急激な雇用失業情勢の悪化に機動的に対応するとともに、年度当初の失業等給付の支給を保証する一種の責任準備金として、今後とも一定水準を確保するべきではないか。
- ② 国庫負担は原則として廃止し、雇用保険では労使が共同連帯で負担すべき範囲を定め、それ以上の負担については、国庫負担を行うという考え方もあるが、どうか。例えば、雇用が急激に悪化し、労使の保険料だけでは給付ができなくなった場合、国庫が負担するという考え方は、どうか。
- ③ 国庫負担の在り方については、失業等給付が労使の共同連帯による保険制度であることや諸外国における国庫負担率の比較を踏まえ検討する必要があるとの考えについて、どう考えるか。
- ④ 保険給付の受給終了者に対し、英独仏等の諸外国において全額税等失業保険以外の財源による失業扶助制度が存在していることを考慮する必要はないか。
- ⑤ 経済情勢の良し悪しによって国の経済政策等の寄与については異なる評価を与えるべきであり、通常時には国庫負担がより薄くともよいが、非常時には雇用保険制度を破綻から守るために一時的に国庫負担をより手厚くするという考え方もあるのではないか。
- ⑥ 特別会計改革の趣旨を踏まえると、国庫負担についてはどう考えるべきか。
- ⑦ 適切な積立金水準はどの程度と考えるべきか。弾力条項の解釈として、現行法が想定する適切な積立金水準は年間の失業等給付費の1～2倍と解せられるが、2倍の水準に達しないと保険料率を引き下げられないのか。
- ⑧ 保険料負担の軽減の観点から、弾力条項の発動方法等をさらに柔軟になるよう見直せないか。
- ⑨ 雇用保険事務に係る経費の大部分は保険料収入で賄われている（17年度予算事務費 934億円のうち国庫負担は8.5億円）が、制度運営費についてはそもそも一般会計を用いるべきとの考えについてどう考えるか。